

中部地方整備局随意契約見積心得

(目的)

第1条 中部地方整備局所掌の物件の買い入れ、修繕、工事、製造、財産の売払及びその他の契約に係る随意契約を行う場合（中部地方整備局特定調達見積心得に係るものは除く。）における見積りその他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(仕様書等の熟覧)

第2条 見積者は、仕様書、図面、契約書（案）、請書（案）、現場説明書及び現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、見積りしなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

(見積書の提出等)

第3条 見積書は別記様式1により作成し、封かんの上、あて名、件名及び見積者の氏名を表記し見積依頼書に示した時刻までに、提出しなければならない。

2 見積者は、代理人をして見積させるときは、委任状を持参させなければならない。

3 契約担当官等においてやむを得ないと認めるときは、見積書は書留郵便をもって提出することができる。この場合は二重封筒とし、表封筒に「 見積書在中」の旨を朱書し、中封筒に見積件名及び見積日時を記載し、契約担当官等あての親展で提出しなければならない。

4 前項の見積書は、見積依頼書に記載した前日までに到着しないものは無効とする。

5 見積書を提出した後は、これを引換え、変更又は取消しをすることはできない。

6 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

7 見積参加者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

8 見積参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

（無効の見積）

第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 見積りについて当方より示した以外の条件を付したものの
- 二 金額を訂正した見積書
- 三 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- 四 記名押印を欠く見積書
- 五 委任状を持参しないで見積りをしたもの

（契約の相手方の決定）

第5条 見積書を提出した者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を決定者と定め、その旨通知する。

ただし、同価格の見積者が2名以上あるときは、直ちに見積りをした者にくじを引かせて決定者を定める。

2 前項の場合において当該見積書を提出した者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ、決定する。

（再見積書の提出）

第6条 前条の規定により、見積りが予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度の見積り合わせを行う。ただし、郵便による見積りを行った場合において、直ちに再度の見積を行なうことができないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の見積り合わせを行なう。

（契約保証金等）

第7条 決定者は、契約書を作成する場合において、契約書の案の提出と同時に、

契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 決定者は、前項ただし書の場合において、契約保証金の納付が免除された理由が履行保証保険契約及び公共工事履行保証証券に係る保証契約を結んだ場合は、履行保証保険に係る証券並びに履行保証証券に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

また、契約保証金の全部を免除された場合で、業務完了（完成）保証人を立てる場合は、契約担当官等の承諾を得なければならない。

- 3 決定者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

- 4 決定者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに保管有価証券提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

- 5 第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

（決定者の提出書類）

第8条 決定者は、第5条の通知を受けた時は契約担当官から交付された契約書の案に記名押印し、決定の日から7日以内に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等に書面で承諾を得た場合はこの期間を延長することができる。

- 2 契約書の作成を要しない場合において、請書の作成の通知を受けたときは、所定の様式によって作成し、すみやかに契約担当官等に提出しなければならない。

なお、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

3 内訳書を作成する場合にあって、決定者は契約書を作成する旨の通知を受けたときは、品名、規格、単位、数量及び価格を明示した内訳書を契約書の末尾に貼付しなければならない。

4 決定者が第1項に規定する期間内に契約書(案)を提出しないときは、決定の効力を失う。

(異議の申立)

第9条 見積者は、見積り後、この心得及び仕様書等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

見 積 書

¥ _____

ただし、

中部地方整備局随意契約見積心得及び現場説明書等を承諾の上、見積りします。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 殿

又は

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 工事事務所長 殿